

大阪市規則第133号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号イ中「同じ。）」を「同じ。）」、水銀使用製品産業廃棄物
(同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。以下同じ。))又は水銀含有ば
いじん等(同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。以下同じ。))に
、「石綿含有産業廃棄物の」を「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又
は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ」に改め、同項第4号ア中「石綿含有産業
廃棄物が」を「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじ
ん等が」に、「石綿含有産業廃棄物の」を「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産
業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ」に改める。

第29条の2第3項第2号中「石綿含有産業廃棄物」を「石綿含有産業廃棄物、水
銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」に改める。

第29条の3第1項第7号中「石綿含有産業廃棄物が」を「石綿含有産業廃棄物、
水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が」に、「石綿含有産業廃棄物
の」を「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等
についてそれぞれ」に改める。

第29条の4第3項中「第2号チ(1)」を「第2号リ(1)」に改める。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 4 項中「（以下「改正前の規則」という。）」を削り、「改正後の規則中」を「この規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（以下「改正後の規則」という。）中」に改め、同項を附則第 2 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の保管に係る届出）

3 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第65号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項の規定により読み替えられた条例第23条の 2 の 3 第 1 項の規定による届出は、第29条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 第29条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ容器の使用の有無その他保管の方法
- (4) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、政令第 6 条第 1 項第 1 号ニ及びへに掲げる積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する措置
- (5) 第29条第 2 項第 3 号ア又は第 4 号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更の内容

4 前項の届出書には、第29条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 7 号に掲げる書

類のうち必要と認められるものを添付しなければならない。

附則第5項を次のように改める。

5 改正条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第23条の2の3第2項の規定による届出は、第29条の2第4項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 第29条の2第1項第1号及び第2号並びに第4項第2号に掲げる事項

(2) 産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨

附則に次の2項を加える。

6 前項の届出書には、第29条第1項第2号、第4号及び第7号に掲げる書類のうち必要と認められるものを添付しなければならない。

7 附則第3項及び第5項の届出は、平成29年11月1日までに行わなければならない。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。